

## 施設基準等院内掲示

### 『個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書』の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても平成30年4月1日より、明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されることをご理解いただきますようお願いいたします。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含め、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### 『下肢末梢動脈疾患指導管理料』について

当院では、人工透析患者様に対し、下肢末梢動脈指導管理を行っています。

専門的な治療体制を有している医療機関として済生会和歌山病院を定めています。

当院での検査の結果、専門的な治療が必要と判断された場合、説明の上済生会和歌山病院に紹介させていただきます。

### 『後発医薬品使用』について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

## 施設基準等院内掲示 『一般名処方』について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月より医療上の必要性があると認められない場合に患者さんに希望を踏まえ長期収載品を処方した倍は後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご不明な点などがありましたらお気軽にご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## 『医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算・在宅医療DX情報活用加算』について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し、診療に活用することにより質の高い医療を行います。

また、居宅同意型のオンライン資格確認システムを導入しており医師がオンライン資格確認によって得た情報を活用し計画的な医学管理のもと訪問して診療を実施いたします。

マイナ保険証によるオンライン資格確認などの利用にご理解とご協力をお願いします。